

神戸市告示第 224 号

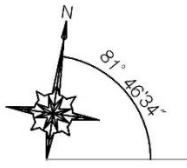
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 4 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
東灘区向洋町西 6 丁目 13 番 5 の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



<格子の回転角度>
 $81^{\circ} 46' 34''$
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m又は30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

起点は神戸市東灘区向洋町西6丁目13番2の最北端の地点とする。

凡例

- 敷地境界
- - - 筆境界
- 起点
- ▨ 形質変更時要届出区域

起点

